「令和８年度支払の適正化に関する調査」の結果について

令和８年 11 月 10 日
公 正 取 引 委 員 会

第１　調査趣旨

「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（以下「取適法」という。）の施行により、令和８年１月１日以降に発注される製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託及び特定運送委託（以下「製造委託等」という。）において、手形を交付する支払は一律に禁止され、また、支払期日（取適法第３条第１項）を超える満期を設定した電子記録債権又は一括決済方式を使用した支払は、原則として支払遅延の禁止（取適法第５条第１項第２号）に該当することとされた。

そして、サプライチェーン全体での支払の適正化に対応するため、取適法の対象外となる取引も含め、製造委託等の委託事業者が受託事業者に対し、給付の受領日から 60 日以内に代金を支払う必要がある旨（正当な理由がある場合は除く。）を規定した「製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不公正な取引方法」（令和８年６月 18 日公正取引委員会告示第３号。以下「支払告示」という。）が制定され、令和９年４月１日に施行される。

公正取引委員会は、支払告示を踏まえ、現時点における製造委託等における取引代金の支払状況を把握するとともに、支払告示に関する周知を併せて行うため、令和８年度支払の適正化に関する調査（以下「支払調査」という。）を実施した。

第２　調査方法

１　ウェブアンケート調査（調査対象行為の時点：令和８年５月）

令和８年６月 26 日、47 業種[1]15 万名の事業者に対し、ウェブアンケート調査の方法[2]での回答を依頼したところ、35,734 名（回答率 23.8%）から回答が寄せられた（業種別の回答数は別紙１参照）。

２　立入調査

前記１のウェブアンケート調査の結果を踏まえ、令和８年８月から 10 月までの間に、415 名の委託事業者に対して立入調査を実施し、施行前の支払告示に該当するおそれのある行為を行っていた委託事業者に対して、未然防止の観点から、支払告示の施行後に同様の行為を行う場合には独占禁止法上の問題につながるおそれがあることを口頭で指摘した。

[1] 47 業種は別紙１参照。製造業、流通業及びサービス業のいずれかに含まれる。ウェブアンケート調査の対象事業者は、「令和８年度価格転嫁円滑化に関する調査」と同一である。

[2] 「令和８年度価格転嫁円滑化・支払の適正化に関する調査」において支払調査に関する設問を設け、委託事業者・受託事業者の双方の立場から回答を求めた。

３　注意喚起文書の送付

前記１のウェブアンケート調査の結果等において、施行前の支払告示に該当するおそれのある行為を行っていた旨を回答した委託事業者[3]に対して、具体的な懸念事項を記した注意喚起文書を送付し、自主的な改善を促した（後記第３の５参照）。

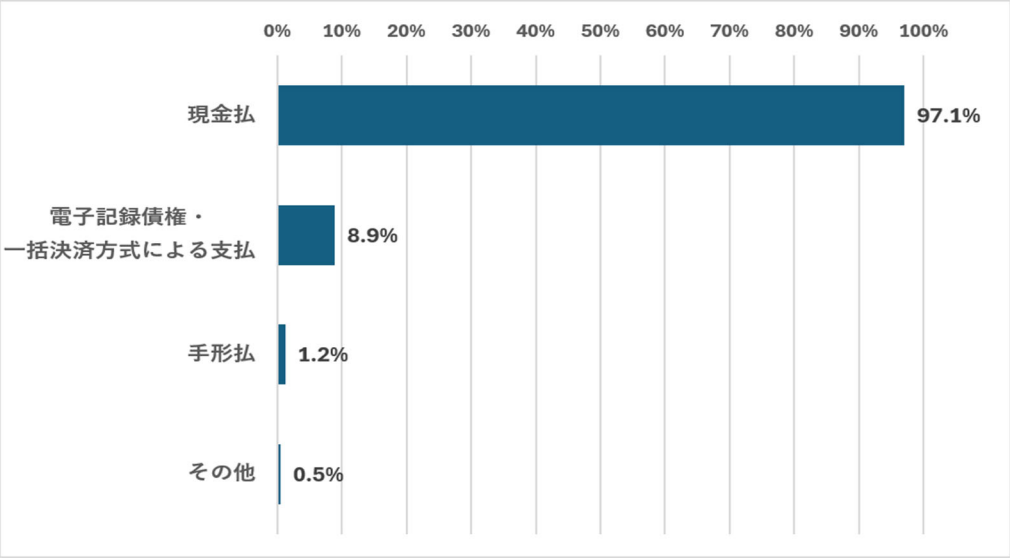
第３　調査結果

前記第２の１のウェブアンケート調査の回答者のうち製造委託等の取引を行っていた者の割合は 43.6%であった（別紙２参照）。以下は、これら製造委託等の取引を行っていた者の回答結果をまとめたものである。

１　支払手段（別紙３－１参照）

製造委託等の取引代金の支払手段の割合については、現金払が 97.1%であり、電子記録債権又は一括決済方式[4]による支払が 8.9%であった（図表１）。

【図表１：製造委託等の取引代金の支払手段】※複数回答可（N=15,167、N は有効回答数（以下同じ））



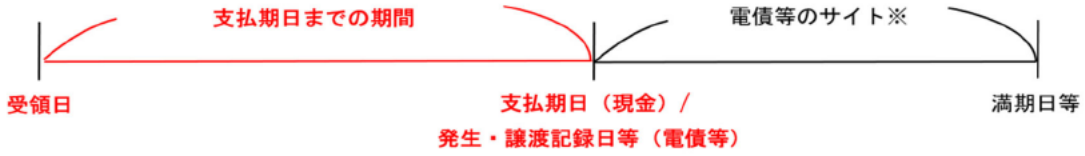
２　支払期日までの期間（別紙４－１～４－３参照）

給付の受領日から支払期日等までの期間（注１）（以下「支払期日までの期間」という。）について、委託事業者の回答者の中央値（注２）は 35 日（平均値は 38.9 日）であった。

（注１）支払期日までの期間は、給付の内容について検査をするかどうかを問わず、現金払の場合は受領日から支払期日までの期間、電子記録債権による支払の場合は受領日から発生・譲渡記録日までの期間、一括決済方式による支払の場合は受領日から譲渡承諾日までの期間、手形による支払の場合は受領日から手形交付日までの期間のことをいう（下図参照）。

[3] 前記２の立入調査において口頭で指摘した事業者を含む。

[4] 一括決済方式とは、委託事業者、受託事業者及び金融機関の約定に基づき、受託事業者が金融機関から取引代金相当額の貸付け又は支払を受けることができ、委託事業者はその代金相当額を金融機関に支払う方式をいう（ファクタリング等）。



※　電子記録債権等による支払の場合における発生・譲渡記録日等から満期日等までの期間。取適法では、支払期日を超える満期を設定した電債等による支払を原則として禁止している。

（注２）全体のデータを小さい順に並べたときに、真ん中（中央）にくるデータのことをいう。

支払期日までの期間について、全ての取引において 60 日以内に設定していたと回答した委託事業者の割合が 89.7%、60 日超に設定していた取引があると回答した委託事業者の割合が 10.3%であり、大部分の委託事業者が 60 日以内に設定していた（図表２）。

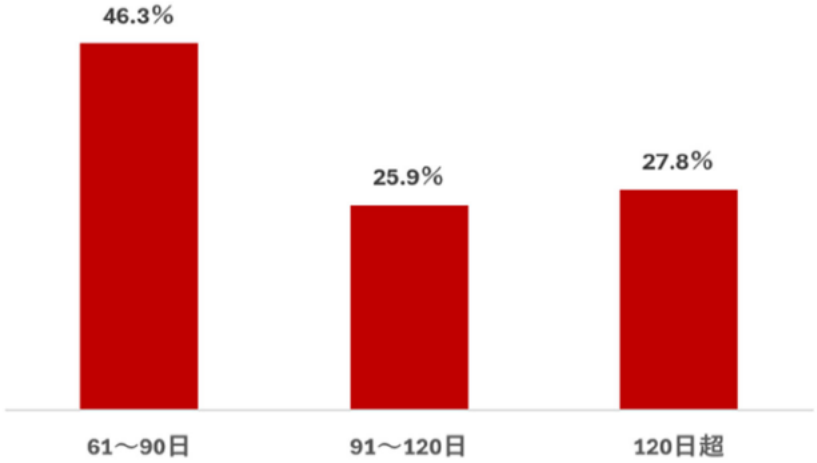
また、支払期日までの期間を 60 日超に設定していた取引があると回答した委託事業者による、最も長い支払期日までの期間の中央値は 105 日（平均値は 115.5 日）であった。

【図表２：支払期日までの期間（60 日以内・60 日超）の割合等（全体）】(N=12,754)

60 日以内に設定した者の割合	60 日超に設定した取引がある者の割合	最も長い支払期日までの期間	
		中央値	平均値
89.7%	10.3%	105 日	115.5 日

60 日超に設定していた取引がある委託事業者における最も長い支払期日までの期間の分布割合については、61 日～90 日が 46.3%、91 日～120 日が 25.9%、120 日超が 27.8%であり、90 日超の割合は 53.7%であった（図表３）。

【図表３：60 日超に設定していた取引がある委託事業者における最も長い支払期日までの期間の分布割合】



(1) 業種別

業種を製造業、流通業、サービス業に大別し、これら業種別の支払期日までの期間について、中央値でみると、製造業が流通業・サービス業よりも９～10 日長かった（図表４）。

また、47 業種別では、輸送用機械器具製造業、鉄鋼業、ガス業、医薬品卸売業・医療用品卸売業の支払期日までの期間が長かった（いずれも中央値は 45 日）。

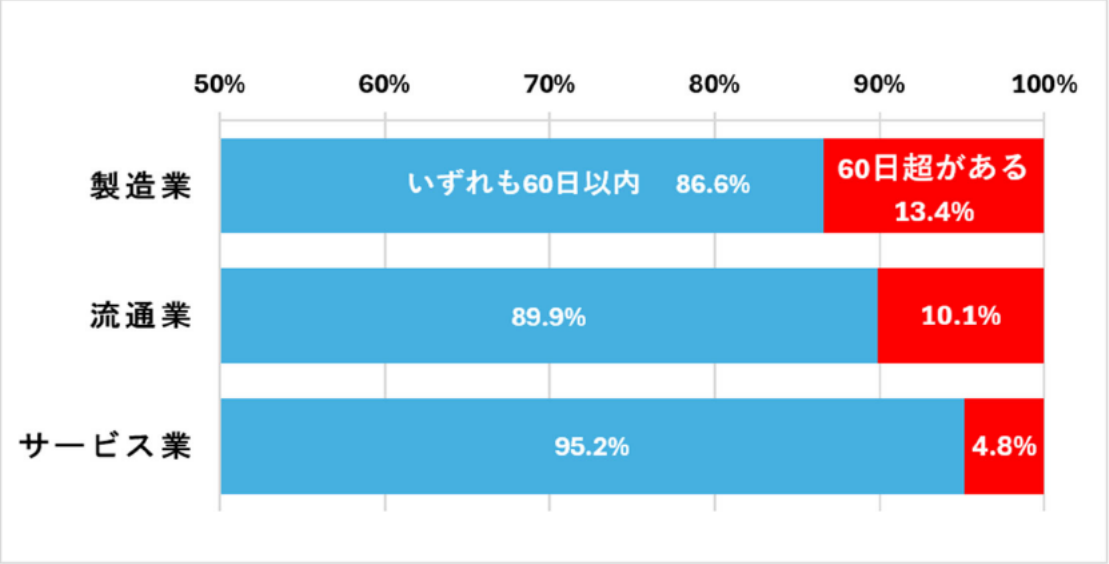
【図表４：支払期日までの期間（業種別）】

	中央値	平均値
製造業	40 日	40.4 日
流通業	31 日	37.6 日
サービス業	30 日	37.6 日

支払期日までの期間を 60 日超に設定していた取引がある委託事業者の割合については、製造業が 13.4%、流通業が 10.1%、サービス業が 4.8%であり、製造業が最も高かった（図表５）。

また、47 業種別では、支払期日までの期間を 60 日超に設定していた取引がある委託事業者の割合が高い業種は、パルプ・紙・紙加工品製造業（19.2%）、医薬品卸売業・医療用品卸売業（16.7%）、プラスチック製品製造業（15.6%）、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業（15.6%）、化学工業（15.3%）、機械器具卸売業（15.3%）等であった。

【図表５：支払期日までの期間を 60 日超に設定していた取引がある委託事業者の割合（業種別）】



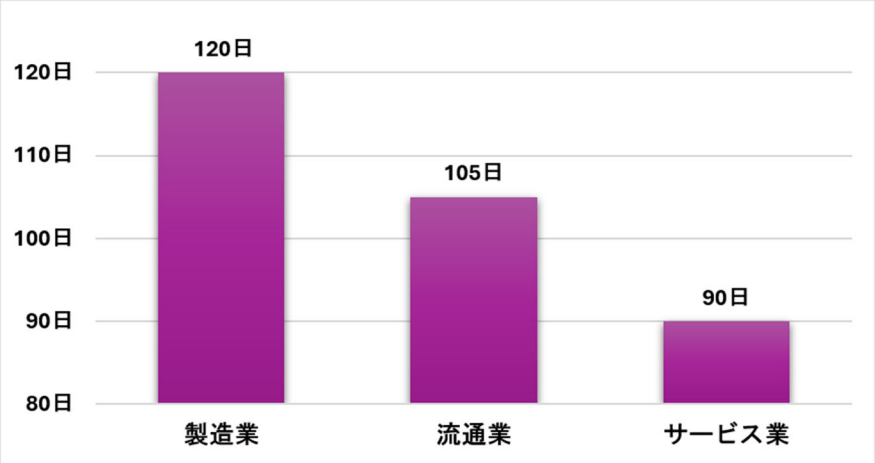
60 日超の取引がある委託事業者の最も長い支払期日までの期間の中央値については、製造業（120 日）、流通業（105 日）、サービス業（90 日）であり、いずれも 60 日

を大きく超えるものであった（図表６）。

また、47 業種別では、最も長い支払期日までの期間の中央値について、当該数値が長期間である業種は、通信業（145 日）、パルプ・紙・紙加工品製造業等 15 業種（120 日）であった。

パルプ・紙・紙加工品製造業など、60 日超の取引がある委託事業者の割合が高い業種においては、最も長い支払期日までの期間の中央値が 120 日であるなど、当該期間が長くなる傾向にある。

【図表６：支払期日までの期間を 60 日超に設定していた取引がある委託事業者における、最も長い支払期日までの期間の中央値（業種別）】



また、60 日超の取引がある委託事業者の割合が高い業種においては、60 日超の取引のうち支払期日までの期間が 91 日～120 日又は 120 日超の割合について、例えば、化学工業が 79.7%、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業が 68%であるなど、最も長い支払期日までの期間について、91 日～120 日又は 120 日超の割合が高くなる傾向にある（別紙４－３参照）。そして、60 日超の取引があった者の割合が高い業種から支払を受ける者は、自身がそれよりも短い期間で支払を行うことにより、資金繰りに支障が生じやすい可能性がある（資金繰りに支障が生じている事例は後記３(2)参照。）。

(2) サプライチェーンの取引段階別

サプライチェーンの取引段階別の支払期日までの期間について、中央値でみると、いずれも 60 日以内であり、委託事業者が需要者等（需要者、製造業者、小売業者、サービス提供業者等の１次受注者に発注する者をいう。以下同じ。）である場合、１次受注者である場合、２次受注者である場合における支払期日までの期間の中央値は大きく変わらないが、委託事業者が３次受注者以降である場合における支払期日までの期間の中央値は、委託事業者が２次受注者である場合におけるものよりも５日短かった（図表７）。

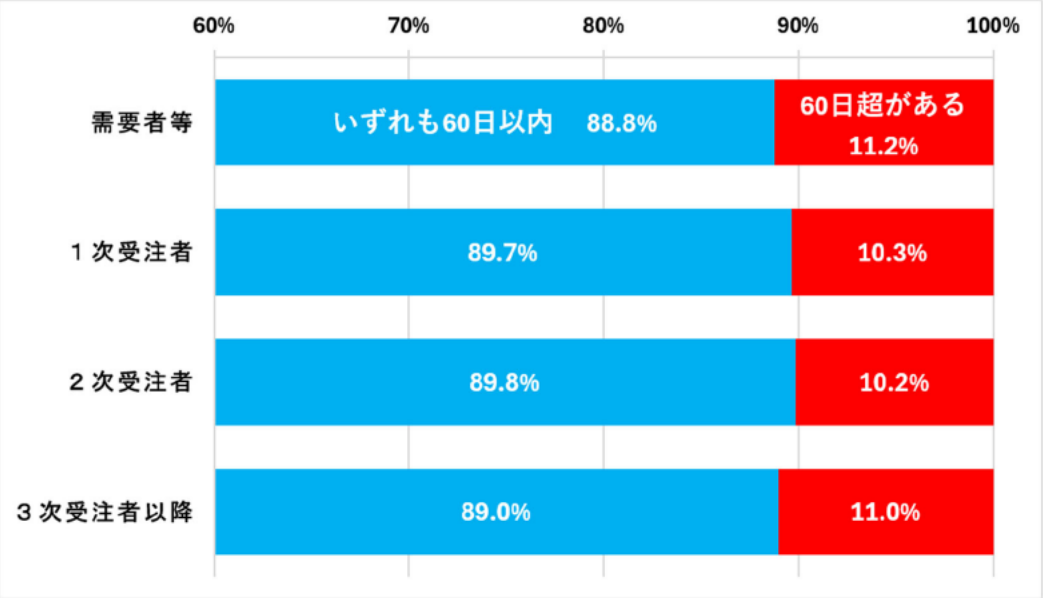
【図表７：支払期日までの期間（取引段階別）】

	中央値	平均値
需要者等	37 日	39.4 日
１次受注者	35 日	39.3 日
２次受注者	35 日	39.2 日
３次受注者以降	30 日	37.0 日

支払期日までの期間を 60 日超に設定していた取引がある委託事業者の割合については、需要者等が 11.2%、１次受注者が 10.3%、２次受注者が 10.2%、３次受注者以降が 11.0%であり、取引段階ごとの差は大きくなかった（図表８）。

令和７年に実施した調査[5]においては、サプライチェーンの深い層ほど、支払期日までの期間を 60 日超に設定する事業者の割合が高くなる傾向にあったところ、本調査において、支払期日までの期間について、サプライチェーンの取引段階ごとの差が大きくなかったとの結果が得られた要因としては、取適法の施行（令和８年１月１日施行）により、手形払等が禁止されたことが影響していると考えられる。

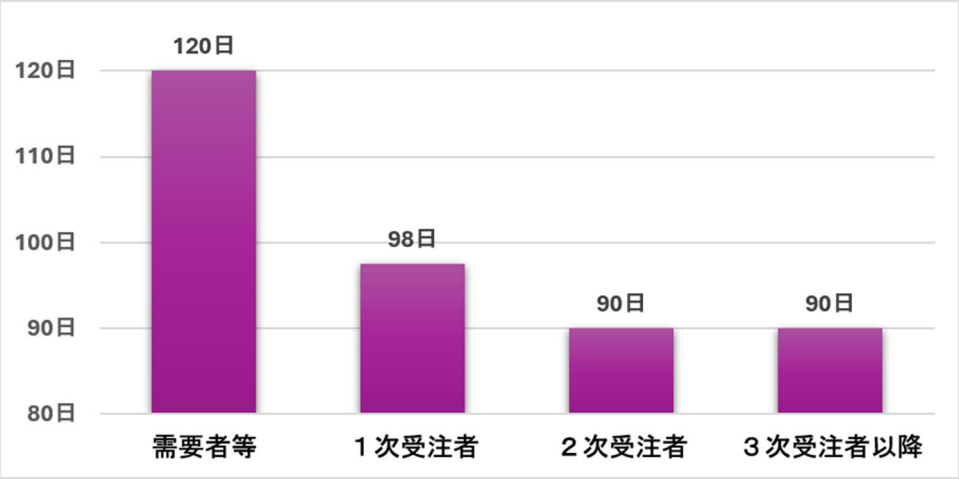
【図表８：支払期日までの期間を 60 日超に設定していた取引がある委託事業者の割合（取引段階別）】



60 日超の取引がある委託事業者の最も長い支払期日までの期間の中央値については、需要者等が 120 日、１次受注者が 98 日、２次受注者が 90 日、３次受注者以降が 90 日であり、需要者等が最も長期間であった（図表９）。

[5] 企業取引研究会資料（令和７年 11 月 18 日）

【図表９：支払期日までの期間を 60 日超に設定していた取引がある委託事業者における、最も長い支払期日までの期間の中央値（取引段階別）】

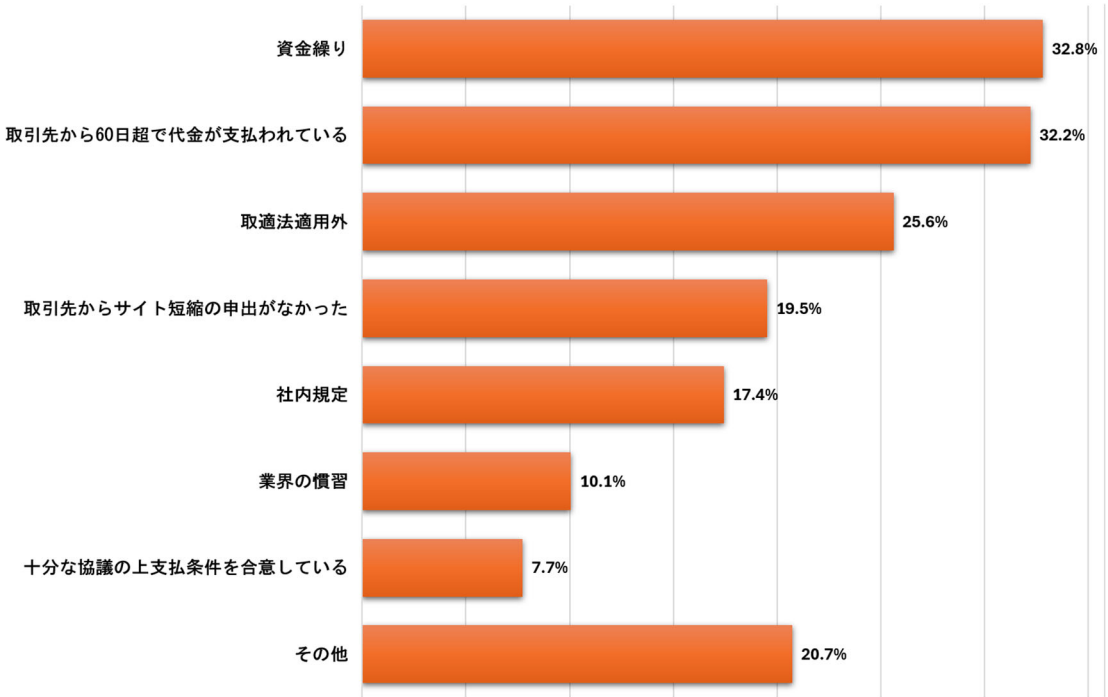


３　委託事業者が支払期日までの期間を 60 日超とした理由（別紙５参照）

委託事業者が支払期日までの期間を 60 日超とした理由については、「資金繰り」（32.8%）、「取引先から 60 日超で代金が支払われている」（32.2%）、「取適法適用外」（25.6%）の回答割合が高かった（図表 10）。

また、取適法が適用されない取引であっても、支払告示の適用対象となり得るところ、委託事業者の中には、取適法が適用されない受託事業者との取引であることを理由として、支払期日までの期間を 60 日超としている者が一定数存在することが認められた。

【図表 10：支払期日までの期間を 60 日超とした理由】※複数回答可（N=1,331）



(1) 業種別

委託事業者が支払期日までの期間を 60 日超とした理由について、業種別でみても、製造業、流通業及びサービス業とも、「資金繰り」、「取引先から 60 日超で代金が支払われている」及び「取適法適用外」の回答割合が高く、また、流通業においては「取引先からサイト短縮の申出がなかった」も高かった（図表 11）。

「取適法適用外」と回答した割合は、製造業（27.9%）、流通業（23.6%）、サービス業（21.9%）であり、いずれの業種でも高く、中でも製造業が最も高かった。

図表 11：支払期日までの期間を 60 日超とした理由（業種別）】※複数回答可

	資金繰り	取引先から60日超で代金が支払われている	取適法適用外	取引先から支払サイト短縮の申出がなかった	社内規定	業界の慣習	十分な協議の上支払条件を合意している	その他
製造業	35.3%	31.4%	27.9%	18.2%	18.2%	9.7%	7.3%	19.6%
流通業	27.5%	40.1%	23.6%	28.0%	11.5%	14.3%	7.7%	22.5%
サービス業	29.9%	23.4%	21.9%	17.5%	18.2%	8.8%	10.9%	29.2%

(2) サプライチェーンの取引段階別

委託事業者が支払期日までの期間を 60 日超とした理由について、取引段階別でみると、需要者等及び１次受注者では「資金繰り」、「取引先から 60 日超で代金が支払われている」及び「取適法適用外」の回答割合が高かった（図表 12）。

また、２次受注者及び３次受注者以降では「資金繰り」及び「取引先から 60 日超で代金が支払われている」が高かった。

いずれの取引段階でも高い「資金繰り」との理由については業績等も影響し得るが、「取引先から 60 日超で代金が支払われている」との理由については、その取引段階を遡った取引先からの支払によることとなる。

需要者等及び１次受注者が支払期日までの期間を 60 日超とした理由については、これらの理由とともに、回答割合が高い「取適法適用外」も要因となっていることが考えられる。

【図表 12：支払期日までの期間を 60 日超とした理由（取引段階別）】※複数回答可

	資金繰り	取引先から 60 日超で代金が支払われている	取適法適用外	取引先からサイト短縮の申出がなかった	社内規定	業界の慣習	十分な協議の上支払条件を合意している	その他
需要者等	31.1%	29.0%	29.5%	20.3%	17.6%	11.0%	9.0%	22.7%
１次受注者	34.8%	31.4%	27.7%	18.3%	18.3%	9.9%	7.9%	21.2%
２次受注者	38.1%	41.5%	15.9%	18.8%	13.6%	7.4%	4.0%	17.6%
３次受注者以降	38.8%	36.7%	18.4%	24.5%	18.4%	14.3%	4.1%	10.2%

立入調査において、２次受注者及び３次受注者以降の事業者からは、以下のとおり、「委託事業者が支払期日までの期間を 60 日超とすることにより資金繰りが悪化している」、「支払条件の改善を申し入れたいが、顧客との取引打切りの懸念、業界の慣習等により申入れができない」などの回答が得られた。

○　顧客（委託事業者）との取引は取適法対象外の取引であり、顧客からは支払期日までの期間を 60 日超で支払を受けているが、当社と受託事業者との取引は取適法対象の取引であり、当社からは受託事業者に対し支払期日までの期間を 60 日以内で支払を行っている。このため、当社の資金繰りがタイトになっている。

○　顧客（委託事業者）との取引は取適法対象外の取引であり、顧客からの支払は支払期日までの期間が 60 日を大きく超えている。他方で、自社が委託事業者の場合には支払期日まで 60 日以内での現金払なので、資金繰りに窮することがあった。

○　顧客（委託事業者）との取引は取適法対象外の取引であり、顧客からは支払期日までの期間を 60 日超で支払を受けてきている。かつて、当社は資金繰りを改善するために顧客に対し支払期日までの期間の短縮を申し入れたが、顧客は取引停止を示唆したため、当社はその申入れを受け入れてもらうことをあきらめた。それ以降、当社は顧客に対し支払期日までの期間の改善を申し入れることはあえて行わず、資金繰りが厳しいときには親会社から借り入れて、凌いでいる。

○　顧客（委託事業者）との取引は取適法対象外であるところ、かつて当該顧客が値上げを申し入れた取引先との契約を切ったとの噂を聞いたことがあり、支払期日までの期間を短縮するように申し入れると競合他社に転注されることを懸念し、これまでそうした申入れを行うことをためらっている。

○　資金繰り改善のためにも 60 日超の支払期日までの期間の改善を顧客（委託事業者）に申し入れたいが、60 日を超える期間設定が業界の慣習であるため交渉できていない。

4　小括

委託事業者が支払期日までの期間を 60 日超とした理由として「取適法適用外」が多く挙がっており、一定数の委託事業者において取適法の適用外取引の場合は支払期日

までの期間を 60 日超としていることが確認できる。

また、前記３(2)の立入調査で得られた回答のように、委託事業者との取引には取適法が適用されず 60 日超で支払を受けているが、自社が委託事業者の立場で支払を行う取引には取適法が適用されるので、60 日以内に支払を行うことにより資金繰りに窮しているという声も聞かれている。

このように、取適法の適用取引と適用外取引が混在するサプライチェーンでは、一部の事業者に資金繰りの悪化といった支障が生じることとなり、また、支払期日までの期間の短縮を申し入れても改善されないという状況もみられる。

そのため、委託事業者は、取引代金の支払に当たっては、取適法の適用取引に限らず、適用外取引にあっても支払告示の対象となり得ることを意識して、支払告示の施行に向けて、支払告示に該当する製造委託等の取引について支払の適正化を図る必要がある。

５　注意喚起文書の送付（別紙６参照）

調査結果を踏まえ、製造委託等の取引において、支払期日までの期間を 60 日超に設定した代金の支払が認められた委託事業者 1,135 名に対し、支払遅延の未然防止の観点から注意喚起文書を送付した。

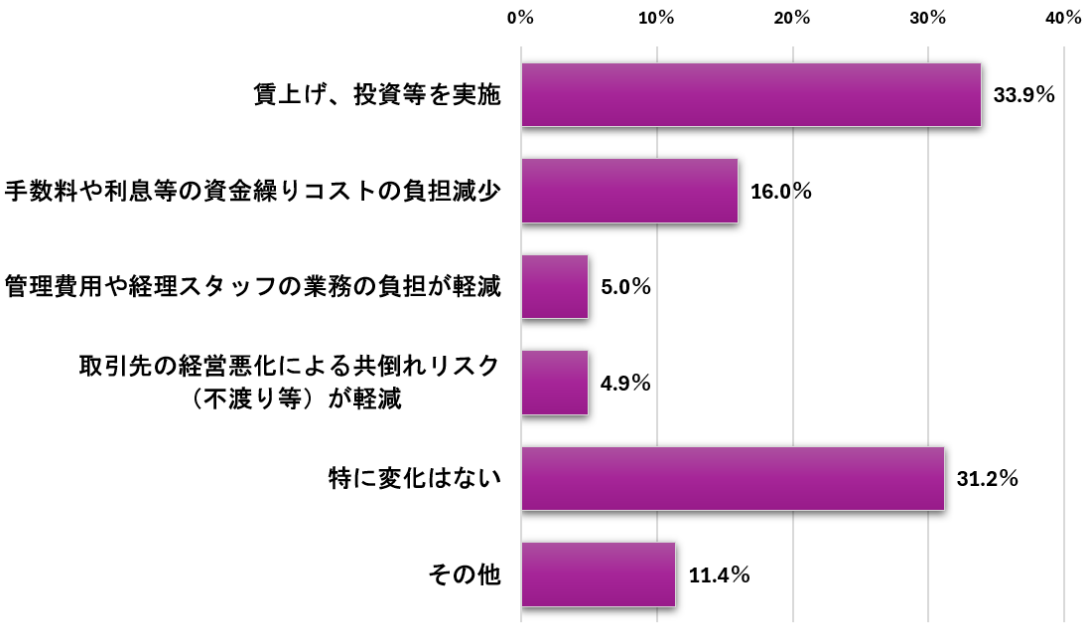
注意喚起文書を送付した委託事業者数の上位３業種は、電気機械器具製造業、生産用機械器具製造業、金属製品製造業の順であった（注意喚起文書を送付した委託事業者の業種ごとの状況は別紙１を参照）。

６　取適法の施行に伴うプラスの変化等

(1) 支払手段の変更（別紙７参照）

令和８年１月１日に取適法（手形払等の禁止）が施行されたことに伴い、委託事業者からの支払手段が現金払等に変更されたことにより、どのような変化が生じたのかを確認したところ、「賃上げ、投資等を実施」(33.9%)、「特に変化はない」(31.2%)、「手数料や利息等の資金繰りコストの負担減少」（16.0%）の回答割合が高く（図表13)、受託事業者の資金繰りが改善され、賃上げ、投資等を実施するなど、プラスの変化がみられた。

【図表 13：取適法施行に伴う効果】※複数回答可（N=20,274）



また、この点に関して、立入調査において受託事業者から、以下のような回答が得られた。

○　顧客からの支払方法がそれまでの手形払から現金払に変更され、手形割引料等のコストの負担が減ったことにより生じた余剰資金で、賃上げや賞与の増額など従業員への還元を実施した。また、より良い人材を獲得するために新規採用者の給与も引き上げることができた。

○　顧客からの支払方法がそれまでの手形払から現金払に変更され、また、手形割引料、決済手数料、支払利息等の資金繰りコストの負担が減少し、これにより生じた余剰資金で、最新設備、ソフトウェア、ＤＸツールの導入等の生産性向上のための投資を行うことができた。

○　顧客からの支払方法が手形払から現金払に変更され、余剰資金が生じた。これにより、自社の改修費用として充当することができた。

(2) 取適法施行（令和８年１月１日）に伴う製造委託等の取引における売上債権回転期間[6]の短縮状況

取適法の施行前後の売上債権回転期間の短縮状況については、施行前の平均月数（2.7か月）から施行後は1.7か月となり1.0か月短縮していた（図表14）。

また、業種別に短縮状況をみると、製造業が1.0か月、流通業が0.8か月、サービス業が0.7か月であり、製造業が最も短縮していた。

【図表 14：取適法施行前後の売上債権回転期間の短縮状況】（N=897）

[6] 企業が有する売上債権（売掛金、受取手形等）がどのくらいの期間で回収できるかを計る尺度。

	施行前平均月数	施行後平均月数	施行前後の短縮月数
製造業	2.7月	1.7月	1.0月
流通業	2.8月	2.0月	0.8月
サービス業	1.9月	1.2月	0.7月
総計	2.7月	1.7月	1.0月

7　支払告示の施行に向けた委託事業者の取組

支払告示の施行に向けた委託事業者の取組として、以下のような回答が得られた。

○　受託事業者への支払期日までの期間については、従来、60 日超であったが、顧問弁護士に相談したりして、その支払条件が問題になることを理解したため、60 日以内になるように支払条件を変更した。

○　取適法施行に伴い、受託事業者との取引においては、支払期日までの期間を 60 日以内となる現金払に変更した。その一方、当社が支払を受ける委託事業者との取引は、60 日超であり、このままだと資金繰りが苦しくなるため、委託事業者に対し、支払告示が制定されたことを示すなどして、支払期日までの期間を 60 日以内に変更してもらった。

第４　今後の対応

公正取引委員会は、令和９年４月１日の支払告示の施行に向けて、支払告示の内容や今回の調査結果について、関係省庁及び関係団体を通じて周知徹底を図り、サプライチェーン全体で支払の適正化及び違反行為の未然防止に向けた取組を進めていく。

そのほか、支払遅延を含め独占禁止法上の優越的地位の濫用や取適法の禁止行為に当たり得る具体的な事案に接した場合には、これらの法律等に基づき厳正かつ機動的に対処していく。